

瑞穂市新総合計画策定方針



令和6年2月

瑞穂市企画部総合政策課

◆策定方針について

本方針は、新たな瑞穂市総合計画（以下「新総合計画」といいます。）の策定に当たって、基本的な考え方や必要とする事項を定めるものです。

◆新総合計画策定の趣旨

これまでの総合計画の計画期間

第 1 次総合計画 平成 18(2006)年度～平成 27(2015)年度

第 2 次総合計画 平成 28(2016)年度～令和 7(2025)年度

市では、市政における最上位の計画として、平成 28 年 3 月に第 2 次総合計画を策定し、「誰もが未来を描けるまち瑞穂」の実現に向け、まちづくりを進めています。第 2 次総合計画は令和 7 年度（2025 年度）をもって期間満了を迎えることから、瑞穂市総合計画策定条例第 3 条に基づき、新総合計画を策定しなければいけません。

現総合計画の策定から 8 年が経過し、少子高齢化、大規模災害、感染症への対策、情報通信技術の急速な進歩等、社会の変化が加速化し、行政が対応すべき課題は複雑化しています。これらの課題に加え、今後、市が直面する課題に向き合った上で、明確な都市将来像を掲げ、その実現に向けて取り組んでいくための指針として新総合計画を策定します。

◆新総合計画の策定方法についての基本的な考え方

新総合計画の策定に当たっては、次に掲げる点に配慮して取り組みます。

1. 現総合計画の成果の検証

新総合計画の策定に当たっては、現総合計画のこれまでの取り組みの成果と課題を十分に検証し、計画づくりに活かします。

2. 重点事項や優先順位を見定めた戦略的な計画づくり

厳しい財政状況の中にあって、効率的・効果的な市政運営を図る観点から、重点的に何に取り組むのかを見定めた戦略的な計画づくりを目指します。

3. 市民参画による計画づくり

瑞穂市まちづくり基本条例の理念に基づき、計画の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民の皆様と共に考える市民参画の計画づくりを行います。

4. 分かりやすい計画づくり

構成や表現等が簡潔明瞭で、誰にとっても分かりやすい計画づくりを目指します。

5. 地域課題の分析、将来予想に基づいた計画づくり

未来の市の姿を予想し議論するとともに、市が抱える課題を把握し、将来の人口動向、財政状況等の予測を踏まえた計画づくりを行います。

6. 成果による適切な進行管理が行える計画づくり

計画の成果、効果を的確に把握し、PDCAサイクルを活用した適切な進行管理ができる計画づくりを行います。

7. 個別計画との役割分担・整合を図った計画づくり

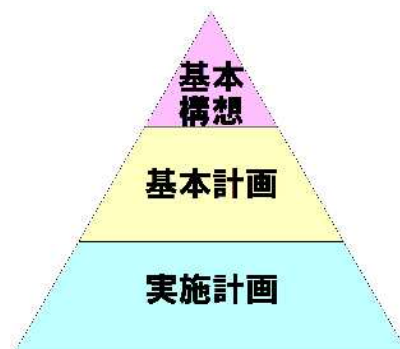
特定の行政課題に対応するために策定されている個別計画との関係性を明確にし、体系化するとともに、整合性のある計画づくりを行います。

8. SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた計画

令和12年（2030年）までにSDGsの達成を世界的に目指していることから、環境施策、教育、福祉等SDGsの17の目標と市の取り組みを関連付け、SDGs達成に向けた観点を取り入れた計画づくりを行います。

◆計画の構成

現総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の三層構造となっています。新総合計画においても、瑞穂市総合計画策定条例第2条に基づき基本構想・基本計画を定めるとともに、基本計画の目標を達成する手段である具体的な事業を示したものとして実施計画を別途定めます。



◆計画期間

1. 基本構想

長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びそのための施策の大綱を示すものです（瑞穂市総合計画策定条例第2条第1号）。計画期間は、10年間以上の期間とします。

2. 基本計画

基本構想で示した将来像の実現に向け、各分野の基本方針や主要施策を体系的に示すものです（瑞穂市総合計画策定条例第2条第2号）。計画期間は、5年間の計画とします。

3. 実施計画

基本計画に示された施策の目的を達成するために財政的な裏付けを持たせた具体的な計画です。計画期間は2年間の計画とし、毎年度見直しを行い、実効性を高めます。

種類	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	R13年度 2031年度	R14年度 2032年度	R15年度 2033年度	R16年度 2034年度	R17年度 2035年度	R18年度 2036年度
基本構想	10年～										
基本計画	5年					5年					
実施計画	2年					2年					
		2年					2年				
			2年					2年			
				2年					2年		
					2年					1～2年	
						2年					

◆策定体制

1. 市議会

総合計画の策定状況について、適宜、市議会に報告するとともに、瑞穂市総合計画策定条例第5条に基づき、基本構想案及び基本計画案を議案として提出します。

2. 総合計画審議会

基本構想を策定するに当たっては、瑞穂市総合計画策定条例第4条に基づき、公募による市民、学識経験者、各種団体の代表等により構成する「瑞穂市総合計画策定審議会」に諮問します。

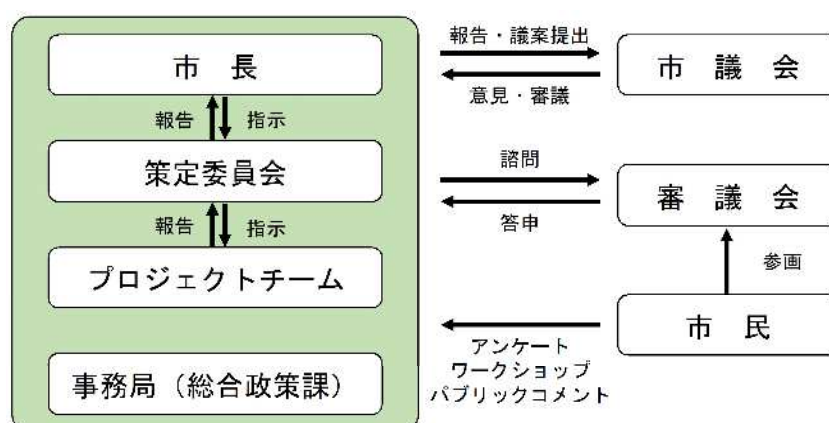
3. 庁内検討機関

総合計画策定委員会……………

副市長、部長等により構成し、新総合計画の素案策定を行います。

総合計画策定プロジェクトチーム…

原則、副主幹以上の職員を中心とした職員により構成し、策定委員会の所掌事務を補佐します。



◆計画の策定スケジュール

新総合計画は令和6～7年度の2か年で策定することとし、その策定スケジュールは概ね次の通りとします。

区分		令和5年度	令和6年度				令和7年度			
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全体イメージ	策定方針	●策定								
	基本構想									
	基本計画									
	実施計画									
議会										
審議会										
市民										
庁内検討機関										
基礎調査										